

後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

# 後期高齢者医療制度(75歳からの健康保険)の保険料率が変わります

平成30年度・31年度の保険料率

医療費の推計に応じて保険料を変更します

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の保険料率は、医療費などの推計を基に、2年ごとに見直しを行っています。平成30・31年度の保険料率等は次のとおりに改定されます。

	平成28・29年度	平成30・31年度
所得割率 (所得に応じて負担)	8.58%	8.01%
均等割額 (加入者が公平に負担)	41,700円	41,100円
賦課限度額 (年間保険料の最高額)	57万円	62万円

## 後期高齢者医療保険料のしくみ

保険料は所得割額と均等割額の合計で個人ごとに計算されます。

**所得割額 + 均等割額 = 年間保険料**

**所得割額** (所得に応じて負担)  
(29年中の所得 - 33万円)  
× **8.01%**

**均等割額** (加入者が平等に負担)  
**41,100円**

(賦課限度額  
年間62万円)

## 保険税・保険料額を試算します

加入者の収入や世帯の状況によって税額・保険料額はそれぞれです。税額・保険料額の目安を知りたい方は下記までお越しいただくか、ご連絡ください。

平成30年度の国民健康保険税の納税通知書・後期高齢者医療保険料決定通知書は7月に発送します。

● **後期高齢者医療保険料の試算と  
お問い合わせはこちら**  
保健福祉課 保健医療グループ  
(役場1階7番窓口)  
☎35-2111 内線136

● **国民健康保険税の試算と  
お問い合わせはこちら**  
町民税務課 税務グループ  
(役場1階4番窓口)  
☎35-2111 内線125

国民健康保険に加入している皆さんへ

# 国民健康保険税の税率が変わります

改正を行う理由

国保は県との共同運営に

これまで国民健康保険は、町が保険者となり運営してきましたが、平成30年4月から県も運営に加わることになりました。これは、加入者の年齢構成が高く医療費水準が高いこと、所得水準が低く保険税の負担が重いことなど、国保が構造的に抱える問題に対応し、将来にわたって制度を安定して守り続けていくためです。

県は財政運営の責任主体に、保険税は3方式に

財政運営の責任主体が県に変わり、県と町が役割を分けて運営を行います。保険給付、検診などの保健事業、保険税の賦課や納付の手続きのほか、各種届け出などは今までどおり町の窓口で行います。

平成30年度から国民健康保険税は、県が示す標準的な保険税率を参考にこれまでの4方式(所得割・資産割・均等割・平等割)から**資産割をなくした3方式へ移行**しました。今回の改正は資産割部分をなくすもので、所得割・均等割・平等割の税率には変更がありません。このほか医療保険分の課税限度額を改正しています。

平成30年度からの新しい税率〈資産割をなくした3方式へ〉

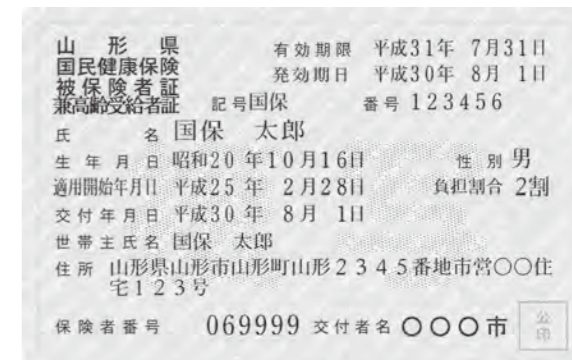
区分(対象者)	医療保険分 (国保に加入するすべての方)		後期高齢者支援金分 (国保に加入するすべての方)		介護納付金分 (国保に加入する40歳以上 65歳未満の方)	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割 所得に対して	9.00%	9.00%	2.50%	2.50%	2.20%	2.20%
資産割 固定資産税 に対して	15.00%	0.00%	5.00%	0.00%	5.00%	0.00%
均等割 1人当たり	35,000円	35,000円	10,000円	10,000円	14,000円	14,000円
平等割 1世帯当たり	30,000円	30,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円
課税限度額	540,000円	580,000円	190,000円	190,000円	160,000円	160,000円

## 保険証・高齢受給者証の変更について

高齢受給者証は保険証と一体型に

70歳から74歳までの加入者の方は、受診の際に被保険者証と高齢受給者証の2つを医療機関に提示する必要がありましたが、8月1日から被保険者証と高齢受給者証が一体になった「被保険者証兼高齢受給者証」を提示することになります。

新しい被保険者証兼高齢受給者証は、被保険者証の更新とあわせて7月中に該当の方がいる世帯へお送りします。



被保険者証兼高齢受給者証 (イメージ)